



事 務 連 絡

平成20年2月26日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)
医務主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における衛生的環境の維持管理について

医療行政については日頃より御協力いただき、ありがとうございます。

標記については、医療法（昭和23年法律第205号）第20条の規定に基づき、「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」（平成16年11月17日医政指発第1117001号厚生労働省医政局指導課長通知）により、貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところです。

この度、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について、「建築物における衛生的環境の維持管理について」（平成20年1月25日健発第0125001号厚生労働省健康局長通知）及び「建築物における維持管理マニュアルについて」（平成20年1月25日健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により、より具体的な手順等が示されたところです。

医療機関は、特定建築物には当たらないため、これらの対象とはなりません。が、今後の維持管理業務の参考とされるよう、貴管下医療機関の管理者等に対する周知方よろしく申し上げます。

| | | |
|------|--------------|----|
| ○照会先 | 医政局指導課 | 徳本 |
| 直 通 | 03-3595-2194 | |
| FAX | 03-3503-8562 | |